

徳島県パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き

(令和6年3月発行)



目次

1 徳島県パートナーシップ宣誓制度とは.....	1
2 宣誓ができる方.....	2
3 手続きの流れ.....	3
(1)事前調整	
(2)宣誓書の記入・提出	
(3)書類確認	
(4)本人確認	
(5)宣誓書受領証等の交付	
4 宣誓後、届出等が必要な場合.....	9
(1)宣誓書受領証等の再交付	
(2)宣誓事項の変更	
(3)宣誓書受領証等の返還	
(4)宣誓が無効となる場合	
5 Q&A.....	11

全ての人々の人権が尊重され、 相互に共存し得る豊かな社会の実現へ

徳島県は、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向けた取組を進めており、その一環として、性の多様性について理解を深めるとともに、性的マイノリティの方々の自分らしさが尊重され、誰もが生き生きと活躍できるよう、令和6年4月1日から「徳島県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

この制度は、法的な効力が生じるものではありませんが、2人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを応援するものです。

県は、この制度の趣旨や性の多様性について、周知に努めてまいります。



1 徳島県パートナーシップ宣誓制度とは

「徳島県パートナーシップ宣誓制度」は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」(以下「宣誓書受領証等」という。)を交付することで、2人の関係を公的に証明する制度です。

なお、宣誓書受領証等には、子ども(宣誓者と生計を同一にする未成年に限る。)の氏名等を記載することもできます。

○パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとし、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係のことです。

○性的マイノリティとは

性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみではない者又はジェンダー・アイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。)が出生時に届けられた性と異なる人たちのことを言います。

○宣誓とは

パートナーシップにある2人が、県に対し、パートナーシップの関係にある旨を宣誓することです。

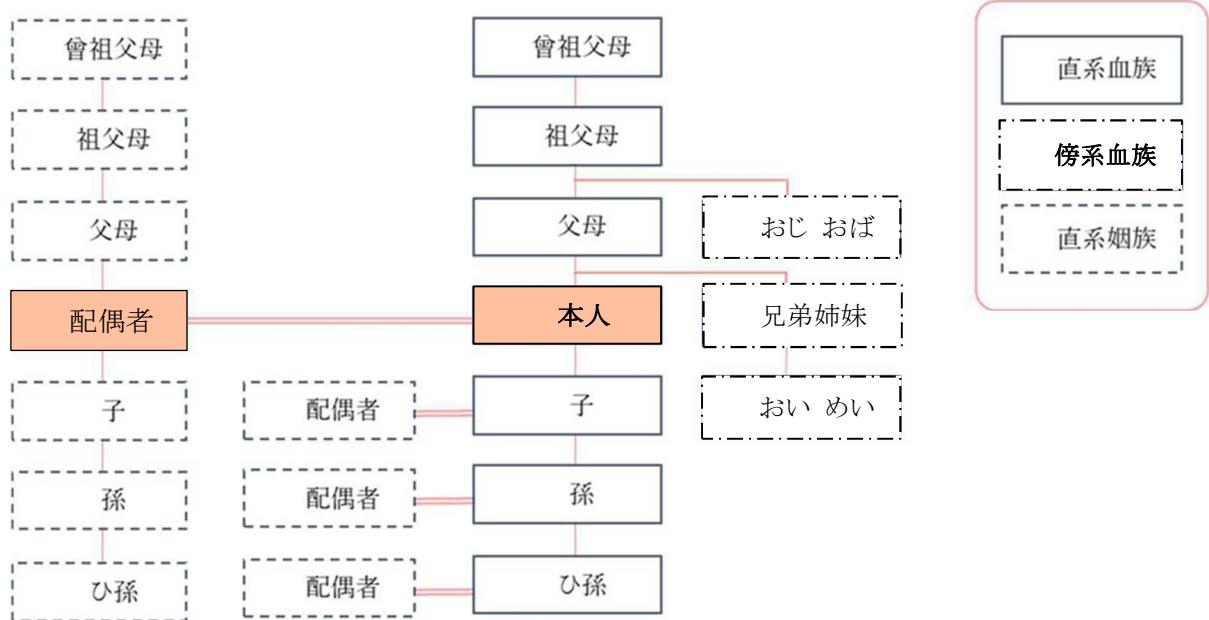
2 宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をすることができる方は、次の要件を全て満たす方です。

- ① 双方が成年(満18歳)に達していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ア いずれか一方又は双方が徳島県内に住所を有すること。
 - イ いずれか一方又は双方が3か月以内に徳島県内への転入を予定していること。
- ③ 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)がなく、宣誓者以外の人とパートナーシップの関係ないこと。
- ④ 双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

※養子縁組により当該関係となった場合は、利用することができます。

《参考》直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲



3 手続きの流れ

(1)事前調整 → 詳細4ページ

- ・パートナーシップ関係にある旨の宣誓をする方は、電話又は電子メールにより事前に県へ連絡してください。
- ・県から、手続きの流れや宣誓書、必要書類などについてご案内します。
- ・この事前調整において、その後の手続の日時等の打合せを行います。



(2)宣誓書の記入・提出 → 詳細5ページ

- ・宣誓する方は、県のホームページから宣誓書などの様式をダウンロードし、印刷して、ご自身で記入の上、必要書類と共に、郵送又は来所により、県へ提出してください。
- ・印刷ができない場合は、届出様式を県から郵送しますので、事前連絡の際に申し出てください。



(3)書類確認 → 詳細7ページ

- ・郵送の場合は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電子メール又は電話により宣誓者へご連絡します。
- ・直接来所された場合は、その場で書類確認と本人確認を行います。



(4)本人確認 → 詳細7ページ

- ・徳島県立人権教育啓発推進センターにおいて、県職員が対面で行います。



(5)宣誓書受領証等の交付 → 詳細8ページ

- ・県は、要件を満たしていると認める場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を宣誓者に交付(郵送)します。
- ・ご希望により、対面で交付することも可能です。

(1)事前調整

原則として、宣誓書受領証等の交付を希望する日の2週間前までに電話又は電子メールによる事前連絡をお願いします(交付希望日の3か月前から受け付けています。)。手続きの流れや宣誓書、必要書類などについてご案内します。

※交付日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

■連絡先:徳島県立人権教育啓発推進センター
(徳島県生活環境部 男女参画・人権課 分室)

■電話 088-664-3701

○受付時間:火曜日から土曜日の午前10時から午後6時まで

※ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

※担当者が不在の場合は、折り返しご連絡します。

■電子メール

danjosankakujinkenka@pref.tokushima.lg.jp

※電子メールにより連絡する場合は、

件名に、「県パートナーシップ宣誓希望」と記載の上、

メール本文には、次の事項を記載してください。

① 宣誓される2人の氏名(ふりがな)、生年月日

(通称を使用される場合は、戸籍上の氏名もお知らせください。)

② 宣誓希望日・時間

(第3希望までお知らせください。)

③ 日中に連絡がとれる代表者の電話番号、メールアドレス

④ 宣誓書受領証等に子どもの氏名の記載を希望される場合は、

子どもの氏名(ふりがな)、生年月日



(2)宣誓書の記入・提出

●宣誓書様式の入手

宣誓する方は、下記のホームページから「パートナーシップ宣誓書」(様式第1号)(表面)及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書」(様式第1号)(裏面)をダウンロードし、A4判の用紙に両面印刷してください。

※下記のホームページからダウンロードできない場合は、事前連絡の際に申し出てください。県から郵送します。

徳島県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/jinken/7237565/>



●宣誓書の記入

両面印刷した様式に、2人がそれぞれご自身で記入してください。

●提出書類

記入した宣誓書(下記①、②)と合わせて、下記③、④を提出してください。

① 「パートナーシップ宣誓書」(様式第1号)(表面)

2人がそれぞれご自身で記入してください。

ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が署名の上、記入してください。

② 「パートナーシップ宣誓に関する確認書」(様式第1号)(裏面)

2人がそれぞれご自身で記入してください。

ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が記入してください。

③ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書

3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。

独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。

④ 2人の住民票の写し又は転入予定先の住所が確認できる書類

3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。

2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通で構いません。

住民票の写しには、本籍地、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。住民票記載事項証明書でも構いません。

⑤ 宣誓手続きの特例

「パートナーシップ宣誓制度」を実施している県内市町村(以下「実施市町村」という。)において、パートナーシップの宣誓をした方が、「徳島県パートナーシップ宣誓制度」による宣誓を希望するときには、次の書類を提出することで、宣誓書受領証等の交付を受けることができます。

(ただし、宣誓できる方は、一方又は双方が性的マイノリティであることなど、2ページに記載の「宣誓できる方」の要件を全て満たす必要があります。)

① パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

② 実施市町村が交付した宣誓書受領証又はこれに類するものの写し

●通称名の使用を希望する場合

通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類又はその写し(顔写真付きの社員証や学生証、通称名が宛先になっている複数の郵便物等)の提出が必要です。

●宣誓書に子どもの氏名を記載する場合

- ・実子や養子(宣誓者と生計を同一にする未成年に限る。)がいるときには、宣誓書に記載することができます。ご希望の場合は、「パートナーシップ宣誓書」(様式第1号)(表面)のうち、「(子の氏名を記載する場合)」と右肩に記載された様式を使用してください。これにより、宣誓書受領証等に子どもの名前が記載されます。
- ・当該子どもとの関係を確認できる書類(戸籍個人事項証明書、住民票の写しなど)も提出してください。(上記③、④で確認できる場合は、別に提出する必要はありません。)
- ・宣誓時以降に子どもの氏名の追記や削除等を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第6号)を提出してください。

●宣誓書の提出

提出書類は、郵送又は来所により、提出してください。

■提出先

〒770-0873

徳島県徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル2階

徳島県立人権教育啓発推進センター

(徳島県生活環境部 男女参画・人権課 分室)

(3)書類確認

●郵送の場合

書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電子メール又は電話により宣誓者へご連絡します。

●来所(持参)の場合

その場で書類確認と本人確認を行います。

(4)本人確認

●本人確認の方法

徳島県立人権教育啓発推進センターにおいて、県職員が対面で行います。

●本人確認に必要なもの

- ① 個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかを準備してください。
- ② ①がない場合は、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書など(宣誓者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるもの)でも可能です。

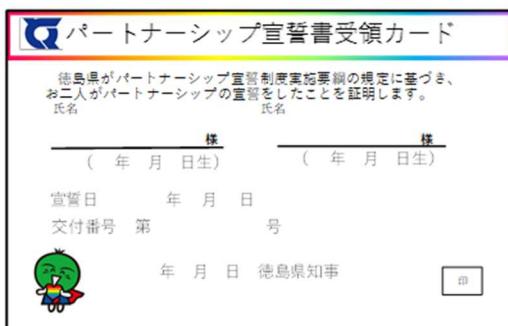
(5)宣誓書受領証等の交付

要件を満たしていることが確認できましたら、「パートナーシップ宣誓書受領証」(様式第2号)及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」(様式第3号)を宣誓者に交付(郵送)します(宣誓した1組に対し、それぞれ2部ずつ交付します。)。

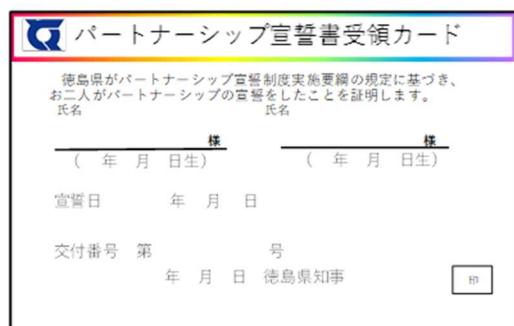
ご希望により、対面で交付することも可能です。

宣誓書の記入・提出時に徳島県内への転入予定者であった方は、その提出時から3か月以内に「転入届」(様式第4号)及び徳島県内へ転入したことを証する住民票の写しの提出があったときに交付します。

【すだちくん版】



【無地版】



4 宣誓後、届出等が必要な場合

宣誓書受領証等の交付を受けた方は、次の場合、届出等が必要になります。

- (1)宣誓書受領証等の再交付を希望する場合
- (2)宣誓書の記載事項(氏名、住所、子どもの氏名の追加など)に変更があった場合
- (3)宣誓書受領証等を返還する場合
- (4)宣誓が無効となる場合

上記手続が必要なときには、県へ事前に連絡してください。宣誓時と同様に、必要書類のご案内や日時等の調整をします。

いずれもの場合も、運転免許証等の提示による本人確認を行います。

(1)宣誓書受領証等の再交付

紛失や毀損などの理由により宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)により申請してください。

紛失等で返還できない場合を除き、再交付申請書提出時に宣誓書受領証等を返還してください。

紛失等で返還できなかつた場合は、発見後速やかに連絡していただき、指示に従って返還してください。

この申請は郵送でも行うことができますが、書類確認の後、宣誓者の本人確認のため、来所していただく必要があります。

(2)宣誓事項の変更

宣誓書受領証等の交付を受けた方は、氏名、住所、その他宣誓書で宣誓した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第6号)による届出が必要です。

この申請は郵送でも行うことができますが、書類確認の後、宣誓者の本人確認のため、来所していただく必要があります。

(3)宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、宣誓書受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップ関係が解消されたとき。
- ② いずれか一方が死亡したとき。
- ③ 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)。

「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」(様式第7号)を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

宣誓者が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。

この申請は郵送でも行うことができますが、書類確認の後、宣誓者の本人確認のため、来所していただく必要があります。

(4)宣誓が無効となる場合

次のいずれかに該当するときは、当該宣誓を無効とします。

- ① 宣誓の内容に虚偽があったとき。
- ② 宣誓者が宣誓書受領証等を不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造したとき。

宣誓が無効とされた場合は、宣誓者は遅滞なく宣誓書受領証等を返還しなければなりません。

5 Q&A

Q1 「徳島県パートナーシップ宣誓制度」における宣誓により、戸籍や住民票の記載が変わることはありますか。

A1 宣誓することにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 「徳島県パートナーシップ宣誓制度」と「結婚制度」の違いは何ですか

A2 結婚は法律行為であり、結婚により相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、「徳島県パートナーシップ宣誓制度」は、徳島県の内部規定である要綱で定める制度であり、法的権利や義務が生じるものではありません。

Q3 「徳島県パートナーシップ宣誓制度」を利用するにあたり、費用はかかりますか。

A3 県に支払う手数料等の費用はかかりません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料、郵送で届け出る場合の郵送料、本人確認のために来庁する場合の交通費等は、宣誓者の自己負担となります。

Q4 宣誓できるのは同性のカップルだけですか。

A4 制度の利用にあたり戸籍上の性別は問いません。戸籍上の性別が異性のカップルであっても、一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、宣誓することができます。

Q5 男女の事実婚のカップルは宣誓することができますか。

A5 一方又は双方が性的マイノリティの2人を対象としているため、事実婚のカップルは対象外です。

Q6 宣誓する2人は、同居している必要がありますか。

A6 いずれか一方が県内に住所を有すること(転入予定を含む)を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、2人が同居していないなくても宣誓することができます。

Q7 外国籍でも宣誓はできますか。

A7 外国籍の方も、いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、住民票の写し(国内に居住している場合)の他、本国の大蔵省や領事館が発行する婚姻要件具備証明書(6ヶ月以内に発行されたもの)など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q8 養子縁組をしている2人でも宣誓できますか。

A8 宣誓しようとしている2人がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q9 宣誓は宣誓する2人で行わなければいけませんか。

A9 宣誓には、原則としてそれぞれが自署してください。
また、本人確認については、2人ともに対面により確認をさせていただきますので、必ず2人で手続きを進めていただくことが必要です。

Q10 プライバシーは守られますか。

A10 宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室スペースで対応いたします。本人確認を行うために身分証明書の提示を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されていますので、ご安心ください。

Q11 宣誓書受領証等にはどのような使い道がありますか。

A11 公営住宅入居の申し込みや医療機関での家族同様の面会などの際に利用できます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

Q12 他自治体で宣誓済みですが、「徳島県パートナーシップ宣誓制度」を利用することはできますか。

A12 県の要件を満たしていれば、宣誓することができます。県の制度によるサービスを利用したい場合は、県に宣誓をしていただく必要があります。

Q13 「徳島県パートナーシップ宣誓制度」の宣誓書受領証等を示すことによって、県内の市町村や民間事業者のサービスを利用できますか。

A13 制度の趣旨に賛同する市町村や民間事業者が提供しているサービスがあります。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

Q14 サービスを利用する際に宣誓書受領証等の提示は必要ですか。

A14 利用できるサービスには、宣誓書受領証等の提示が必要なサービスもあれば不要なサービスもあります。

詳しくは、当該サービスを提供する県機関、市町村、各事業者にお問い合わせください。

Q15 サービスを受ける際に、宣誓書受領証等を提示した先から、県に確認の問い合わせがあった場合はどうするのですか。

A15 その際は、徳島県パートナーシップ宣誓制度の趣旨・目的を説明し、制度へのご協力とご理解を求めます。

なお、市町村や事業者等から、宣誓者について宣誓の有無などの問い合わせを受けても、県からは宣誓者的一切の情報をお答えしません。

(アウティング被害を防止するため)

Q16 宣誓書受領証等に有効期限はありますか。

A16 宣誓書受領証等に有効期限はありません。

Q17 子どもができた場合や子どもが成年になったときの手続きは。

A17 宣誓時以降に子どもができた場合や、子どもが成年になったことなどにより、宣誓書受領証等における子どもの氏名の追記、削除等をされる場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第6号)を提出してください。

※宣誓書受領証等に子どもの氏名を記載している場合は、子どもの成年に伴い記載の削除手続きが必要となります。

Q18 パートナーシップを解消したいのですがどうすればよいですか。

A18 「パートナーシップ宣誓書受理証等返還届出書」(様式第7号)を提出し、2人分の宣誓書受領証等を返還してください。

Q19 パートナーが死亡した場合に、2人の関係を公的に証明するものが何もありません。宣誓書受領証等を返還しないことはできますか。

A19 万一、パートナーが亡くなった場合には、いったん宣誓書受領証等は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が希望する場合は、返還していただいた宣誓書受領証等に無効であることを明示した上で、返却することができます。

Q20 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

A20 パートナーシップの宣誓を行う際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類等の提出が必要なことに加え、運転免許証等の提示による本人確認を対面により実施することで、なりすまし等の悪用を防止します。
万一、宣誓書の内容に虚偽があったことが判明した場合や、宣誓書受領書等を不正に利用したとき(偽造等も含む。)は、宣誓書受領証等の写しを返還していただきます。